

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年9月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第39号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第15条建築指導部の款指導課の項第15号を削り、同項第16号を同項第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

(16) 京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例による事務に関すること。

第15条建築指導部の款指導課の項中第17号を削り、第18号を第17号とし、第19号を第18号とし、第20号を削り、第21号を第19号とし、第22号を第20号とし、同款審査課の項第12号ただし書を削る。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)